



PRESS RELEASE

報道関係者各位

令和7年10月24日
社会福祉法人佐賀県共同募金会 担当 馬場
佐賀市天神一丁目4番15号 TEL 0952-23-4996
E-mail akaihane-saga@crocus.ocn.ne.jp

令和7年8月豪雨義援金（熊本県）の受付期間延長について (第3報)

【重要なお知らせ：受付期間を延長します】

この度の「令和7年8月豪雨災害義援金（熊本県）」について、下記のとおり受付期間を延長しましたのでお知らせします。

変更事項	受付期間の延長
受付期間	【変更前】令和7年8月20日（水）から令和7年10月31日（金）まで
	【変更後】令和7年8月20日（水）から令和8年3月31日（火）まで

令和7年8月10日からの低気圧と前線による大雨に伴い、熊本県内各地に浸水や土砂崩れ等の被害をもたらし、同県内6市5町（熊本市、八代市、玉名市、上天草市、宇城市、天草市、美里町、玉東町、長洲町、甲佐町、氷川町）に、災害救助法が適用されました。

熊本県共同募金会では、被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を開始されたことに伴い、佐賀県共同募金会（会長：陣内芳博）においても同義援金の受付を行います。

本会、市町支会（市町社会福祉協議会）で受け付けた義援金は、本会にて取りまとめのうえ、熊本県共同募金会に送金いたします。

記

1. 義援金名称 令和7年8月豪雨義援金（熊本県）**2. 受付期間** 令和7年8月20日（水）から令和8年3月31日（火）まで**3. 義援金の受付方法について****(1) 直接、義援金を持参される場合**

佐賀県共同募金会事務局のほか、市町支会（市町社会福祉協議会）20か所で受け付けます。

(2) 金融機関で送金される場合

下記の指定口座に送金してください。

○本会（佐賀県共同募金会）義援金受入口座による受け入れ

金融機関	支店名	口座番号	加入者・名義
佐賀銀行	県庁支店	（普）3066603	社会福祉法人 佐賀県共同募金会

佐賀銀行の本店・支店すべての窓口を設置される専用振込票を使用し、佐賀銀行窓口から送金する場合は手数料が無料になります。

○直接熊本県共同募金会へ送金を希望の場合
【指定口座による受け入れ】

金融機関	支店名	口座番号	口座名義
ヒゴ 肥後銀行	スイドウチョウ 水道町支店	(普) 2782199	レイワナナネンハチガツゴウウギエンキン (クマモトケン) 令和7年8月豪雨義援金 (熊本県) 社会福祉法人熊本県共同募金会
クマモト 熊本銀行	本店営業部	(普) 3236258	レイワナナネンハチガツゴウウギエンキン (クマモトケン) 令和7年8月豪雨義援金 (熊本県) 社会福祉法人熊本県共同募金会
ゆうちょ銀行	00930-3-326680		クマモトケンキョウドウボキンカイレイワナナネンハチガツ 熊本県共同募金会令和7年8月 ゴウウギエンキン (クマモトケン) 豪雨義援金 (熊本県)

※1 上記窓口からの送金手数料は無料扱いになります。(ATMを除く)

※2 上記以外の金融機関からの振込や、ATM、インターネットバンキング等を利用する場合、振込手数料がかかりますのでご注意ください。

※3 熊本銀行のシステム上、口座名義のフリガナに()が2回使用できないため、熊本県の部分は()が付きません。

4. 現金書留による義援金の送付

現金書留封筒に「救助用郵便」と明記していただくと募集期間内は、郵便料金は免除となります。

送付先 〒860-0842 熊本市中央区南千反畑町3-7 熊本県総合福祉センター4階
社会福祉法人 熊本県共同募金会

5. 義援金の配分について

本会に寄せられた義援金は、全額熊本県共同募金会へ送金し、熊本県、日本赤十字社熊本県支部、熊本県共同募金会等で構成される義援金配分委員会において配分が決定され、被災地の市町を通して、被災者へ配分されます。

6. 義援金の税制上の優遇措置について

- ・この義援金は、税制上の優遇措置を受けることができます。
- ・熊本県共同募金会の指定口座へお振込みいただいた場合は、金融機関で受け取る振込金受領証等と別添募集要綱を添えて税務署へご提出いただくと寄附金控除申請の際にご利用いただけます。
*別添募集要綱については、
熊本県共同募金会 HP (<https://www.akaihane-kumamoto.jp/2025/08/18/3698/>)
からも取得できます。
- ・佐賀県共同募金会受入口座にお振込みいただき、税制上の優遇措置の領収書を希望される場合、熊本県共同募金会で発行する領収書が必要となりますので、本会または市町支会(社会福祉協議会)までご相談ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

7. その他

- ・災害義援金のみを取り扱い、救援物資・物品は取り扱いません。

(問い合わせ先) 社会福祉法人佐賀県共同募金会

〒840-0815 佐賀市天神一丁目4番15号 / TEL 0952-23-4996